



土砂災害危険箇所

土砂災害特別警戒区域
 土砂災害警戒区域

○○△□□の番号については、茨城県指定の箇所番号となります。

*土砂災害危険箇所は、土砂災害の危険性があるとして定められている条件に適合する地域を茨城県が調査して抽出したものです。このうち、土砂災害防止法に基づく詳細な調査が完了している箇所については、茨城県が土砂災害(特別)警戒区域として指定しています。

*示した危険箇所以外の渓流や斜面でも、土砂災害が発生するおそれがありますので、大雨の際には十分に注意してください。

避難所
 避難所兼福祉避難所
 主な施設

行方市 土砂災害ハザードマップ

35 矢幡地区

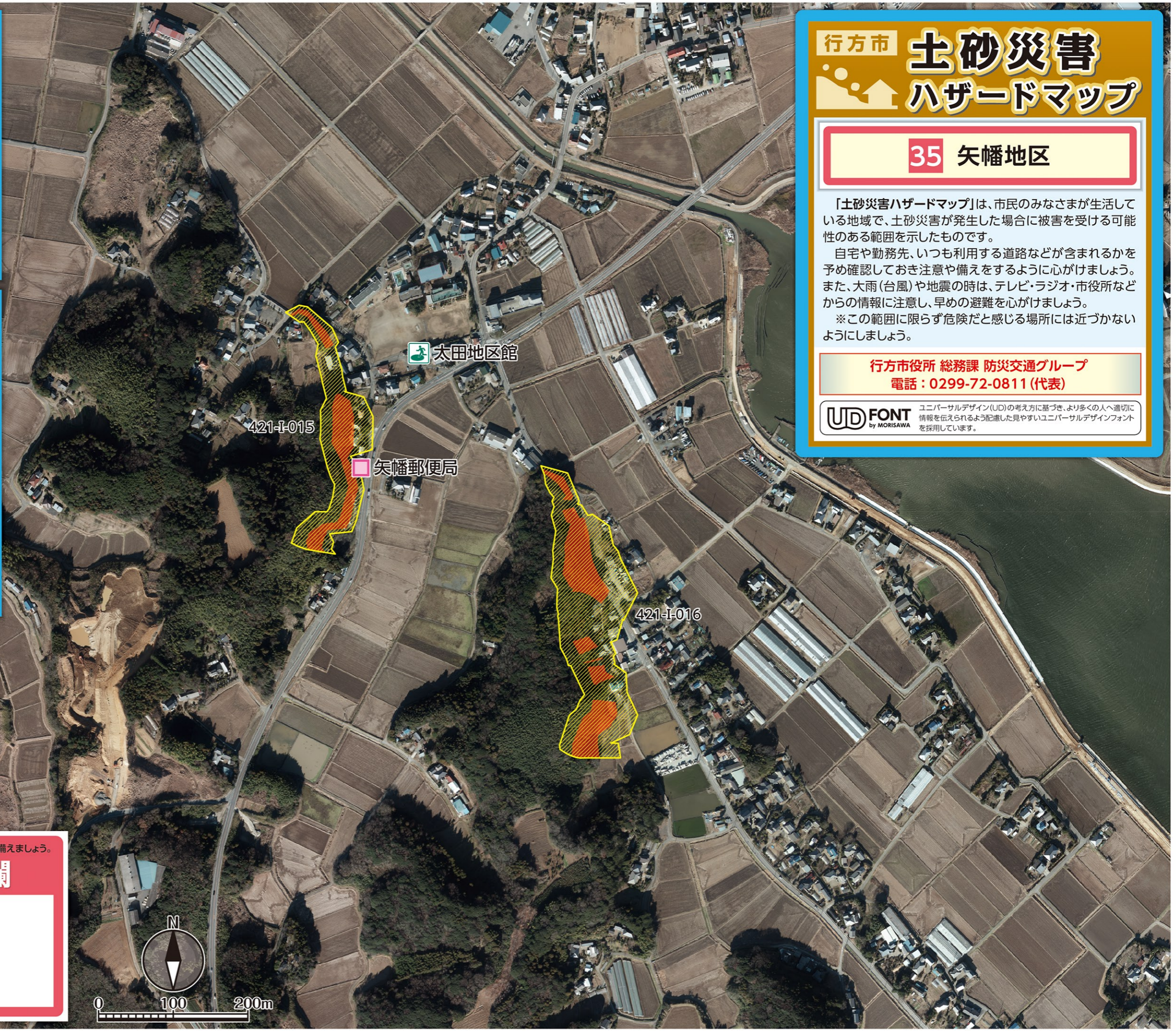
「土砂災害ハザードマップ」は、市民のみなさまが生活している地域で、土砂災害が発生した場合に被害を受ける可能性のある範囲を示したものです。

自宅や勤務先、いつも利用する道路などが含まれるかを予め確認しておき注意や備えをするように心がけましょう。また、大雨(台風)や地震の時は、テレビ・ラジオ・市役所などからの情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。

※この範囲に限らず危険だと感じる場所には近づかないようにしましょう。

行方市役所 総務課 防災交通グループ
電話：0299-72-0811 (代表)

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



大切な家族との連絡先や避難集合場所などをあらかじめ記入し災害に備えましょう。

わが家の防災メモ欄

